

【別紙 1】

四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

昭和 56 年 3 月 28 日
教育委員会規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化・社会教育等の普及振興を図るため、四日市市立小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲でコミュニティ活動の場として市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学校開放の指定等)

第 2 条 学校開放を行う小学校・中学校及びその施設（以下「開放施設」という。）並びに種目等は、四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するものとする。

2 学校開放の時間は、原則として次の区分によるものとする。

区 分	利用時間
午前	午前 9 時から 正午まで
午後	午後 1 時から 午後 5 時まで
夜間	午後 6 時から 午後 9 時まで

(開放施設の管理責任)

第 3 条 施設の開放に関する管理責任は、四日市市立小中学校管理規則（平成 13 年四日市市教委規則第 3 号）第 8 章の規定にかかわらず、教育委員会に帰属するものとする。

(利用者の範囲)

第 4 条 開放施設を利用できる者は、当該校区内に在住する児童・生徒及び当該校区内に在住する 10 人以上の者で構成し、かつ、成人の監督または利用責任者を有し、次条の規定により登録された団体とする。

(登録)

第 5 条 開放施設を利用できる団体となるため登録しようとする団体は、学校施設利用団体登録申請書（第 1 号様式）をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは学校施設利用団体登録証（第 2 号様式）を申請団体に交付するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 前条の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)は、同条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により登録を受けたとき。
- (2) 登録団体としての条件を欠いたとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(利用手続)

第8条 開放施設を利用しようとする者(ただし、団体に限る。)は、学校施設利用許可申請書(第3号様式)を利用日の属する月の前月20日までに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは学校施設利用許可書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、許可に際し条件を付することができる。

(利用の取消し等)

第9条 教育委員会は、前条の規定により許可を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の利用の中止または利用許可の取消しを命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が開放施設の管理上支障があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、開放施設の利用が終わったときは、直ちに当該施設を原形に復さなければならない。

(利用者の弁償責任)

第11条 利用者は、開放施設・設備等を故意または過失によって破損し、または滅失したときは、弁償の責を負わなければならない。

(事故の責任)

第 12 条 学校開放により発生した事故については、開放施設・設備等の不備に基づくものを除き、利用者の責任とする。

(経費の負担)

第 13 条 開放施設を利用する者(ただし、団体に限る。)は、教育委員会が別に定める基準により、当該施設利用に係る電気・水道料金等の一部を負担しなければならない。

(委任)

第 14 条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は、昭和 56 年 7 月 1 日以後の利用に係るものから適用する。
- 2 四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和 51 年四日市市教委規則第 1 号)は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に前項の規定による廃止前の四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則により、許可を受けている者の利用については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年 9 月 29 日教委規則第 12 号)

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

小中学校開放施設年間利用状況（平成14年度実績）

平成15年8月

項 目		南 中	橋北中	港 中	富田小
開 放 施 設	区 分				
校 舎 [ランチルーム]	回 数				6 2
	人 員				1 , 1 0 8
体 育 [運 動 場]	午 前		0	4 5	2 6 7
	午 後		0	6 0	1 , 1 9 2
	夜 間		4 0	0	3 3 4
	計		4 0	1 0 5	1 , 7 9 3
体 育 [体 育 館]	午 前	0	0	0	1 4 6
	午 後	0	0	0	6 6 6
	夜 間	5 6 2	3 5 0	4 3 2	9 3 1
	計	5 6 2	3 5 0	4 3 2	1 , 7 4 3
体 育 [テニスコート]	午 前		0	0	
	午 後		7 0	1 5 3	
	夜 間		0	0	
	計		7 0	1 5 3	
体 育 [武 道 場]	午 前	0		0	
	午 後	0		2 8 4	
	夜 間	6 2 4		5 3 8	
	計	6 2 4		8 2 2	

【注】区分欄 = 校舎は利用回数、体育施設は利用時間数

平成15年度 開放学校体育施設利用登録団体

学校名	団体名	種目	利用施設
南中学校	四日市体操クラブ	体操	体育館
	チーム紳	複合	体育館
	ひなが婦人バレーボールクラブ	バレーボール	体育館
	バスケットボールチーム	バスケット	体育館
	県立総合医療センターバレー部	バレーボール	体育館
	日永タスポニー教室	タスポニー	体育館
	社協バレーボール教室	バレーボール	体育館
	柔術	柔道	武道場
	社団法人日本空手協会	空手	武道場
	財団法人少林寺拳法連盟僧侶支部	少林寺拳法	武道場
橋北中学校	東橋北体育振興会（グランドゴルフ）	グランドゴルフ	運動場
	東橋北体育振興会（卓球）	卓球	体育館
	東橋北体育振興会（タスポニー）	タスポニー	体育館
	西橋北体育振興会（野球）	野球	運動場
	西橋北体育振興会（レクバレー）	バレーボール	体育館
	橋北体育振興会（テニス）	テニス	テニスコート
	東橋北ママさんバレーボール	バレーボール	体育館
	橋北FC	フットサル	体育館
西橋北のぞみ	バレーボール	体育館	
港中学校	四日市体操クラブ	体操	体育館
	浜田スポーツ	バレーボール	体育館
	港OBバスケット部	バスケット	体育館
	民団チャンゴ	民団	体育館
	港中PTAテニス同好会	テニス	テニスコート
	四日市合気道愛好会	合気道	体育館
	浜田Jr空手部	空手	武道場
	コーラス港	コーラス	武道場
	四日市青少年少女合唱団	合唱	武道場
	クッキーズ	エアロビクス	武道場
	気功同好会	気功	武道場
	野球部「M」	野球	運動場

学校名	団体名	種目	利用施設
富田小学校	富田野球少年団	野球	運動場
	富田サッカー少年団	サッカー	運動場
	富田ミニバスケットクラブ	バスケット	体育館
	富田剣道少年団	剣道	体育館
	富田インディアカクラブ	インディアカ	体育館
	富田タスポニークラブ	タスポニー	体育館
	富田中町ソフトバレーボール	バレーボール	体育館
	健康体操	体操	体育館
	富田卓球クラブ	卓球	体育館
	富田バドミントンクラブ	バドミントン	体育館
	ソフトバレー部	バレーボール	体育館
	富田空手同好会	空手	体育館

【付記】富田小学校の校舎開放施設（ランチルーム）は、主にPTAの会議等諸活動に利用されている